

# 中心市と周辺自治体との 新たな広域連携体制について

平成29年8月

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」  
に関する任意協議会

## 目 次

<b>1 趣旨</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) 広域連携の重要性と有効性	
(2) 中心市としての課題認識	
(3) 新たな広域連携の展望	
<b>2 広域連携制度の概要</b> . . . . .	<b>3</b>
(1) 連携協約	
(2) 協議会	
(3) 機関等の共同設置	
(4) 事務の委託	
(5) 事務の代替執行	
(6) 一部事務組合	
(7) 広域連合	
<b>3 新たな広域連携の制度等</b> . . . . .	<b>10</b>
(1) 連携協約を活用した連携中枢都市圏の形成	
(2) 水平的・相互補完的、双務的な役割分担	
<b>4 小田原市・南足柄市における広域連携の現状</b> . . . . .	<b>12</b>
(1) 広域連携の現状	
(2) 県西地域での主な広域連携	
<b>5 県西地域における広域連携の展望</b> . . . . .	<b>13</b>
(1) 広域連携に対する基本的な姿勢	
(2) 合併により行財政基盤が強化された中心市としての広域連携	
(3) 中核市移行により権能が強化された中心市としての広域連携	
(4) 連携に向けた各町等との調整	

# 1 趣旨

## (1) 広域連携の重要性と有効性

全国の基礎自治体においては、人口減少社会における高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方で、人材や財源等の資源は減少傾向にある。これに対して、地方制度調査会は第31次の答申において、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の基礎自治体だけで提供する発想は現実的ではなく、それぞれが有する資源を有効に活用する観点からも、基礎自治体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要があると指摘している。

また、住民の生活圏が基礎自治体の区域を超えて拡大していることに対応して、広域的な行政課題を共同で解決する取組が有効である旨も指摘されており、神奈川県西部の2市8町でも、歴史的地理的な一体性から広域的な連携・協力に早くから取り組み、消防の広域化などで大きな成果を挙げてきたところである。

## (2) 中心市としての課題認識

広域連携は地域の行政課題を解決する方法として有効であるが、その推進には、地域によって異なる課題がある。地方制度調査会は、地方圏と三大都市圏では課題に対する状況が大きく異なるとして、それぞれの特性に応じた方法で広域連携を推進すべきであるとしている。神奈川県を含む三大都市圏については、地方圏よりも交通機関が発達しているため、基礎自治体間で役割分担を大胆に行うことで相互補完関係を築きやすく、行政境付近での福祉サービスのあり方等の議論をきっかけに、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担による広域連携を進めることが有効であるとしている。

しかし、県西地域は三大都市圏にありながら、中心市と周辺の各町との規模の差が大きく、水平的・相互補完的、双務的な広域連携は望みにくい。むしろ、小田原市と南足柄市（以下、「両市」という。）が連携の取りまとめ役を担ってきた県西地域の実態は、地方制度調査会が、核となる都市と近隣の基礎自治体との間で都市機能の「集約とネットワーク化」を進めるべき、とした地方圏の状況に近い。両市は、三大都市圏内に含まれてはいるが、今後の広域連携のあり方を展望する際は、地方制度調査会が示す地方圏の連携の基本的な考え方にも注目すべきである。

ただし、地方圏の広域連携においては、中心市に期待される役割に伴う負担の問題がある。地方制度調査会は、連携は互恵的に行うものとして、中心市が多くの負担をしてまで役割を果たす必要性までは言及していないが、現実には、連携の是非を判断する上で重要な負担の議論はあいまいである。

中心市自体が財政的に危機的な状況を迎えつつある中では今後、広域連携に供出できる資源が減ることが想定され、同時に各町の経営環境も厳しさを増すことを考えれば、県西地域におけるこれまでどおりの広域連携の形は維持できなくなるおそれがある。

## (3) 新たな広域連携の展望

県西地域にあっては、既に住民の生活圏が地域全域に及んでおり、地勢的な一

体性から共通の課題を有していること、また、明らかに中心市が生活、経済、都市の各機能面で圏域の中核であり続けている状況を勘案すれば、中心市を軸とする広域連携が今後、一層の重要度を増していくことは確かである。

しかし、基礎自治体を取り巻く厳しい社会環境と地勢的な条件のために、今後、当圏域における広域連携は、中心市にとって人的・財政的な負担に見合うメリットを期待しにくいだけでなく、これまで通りの広域連携を維持すること自体が困難になりつつある。

中心市が弱体化し続ける状況では、県西地域の広域連携の展望は全く開けないが、ここで圏域の中心市たる両市が合併及び中核市への移行によって、財政基盤と権能の大幅な強化を実現した場合には、既存の連携を維持することはもとより、これまでにない新たな広域連携のあり方が考えられるのではないか。

よって、ここに、両市の任意協議の機会を捉え、中心市と各町の相互にメリットがあり、持続性の担保を可能とする広域連携のあり方を展望するものである。

## 2 広域連携制度の概要

地方自治法に規定されている普通地方公共団体相互間の協力等の制度概要及びその活用事例は下表のとおりである。なお、法に基づかず、任意で協議会を設置するなどの方式をとった連携の手法もあり、活用事例も多数ある。(巻末の一覧表(P. 18～)に小田原市・南足柄市の事例を記載)

(1) 連携協約	
根拠条文	第 252 条の 2
類型	
イメージ	
法人格	なし (別組織を設置しない)
制度の目的等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域連携を一層進めるため、柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化</li> <li>・ 普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体との連携を図るため、基本的な方針及び役割分担を定める協約を締結する</li> </ul>
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の議決を経た協議により連携協約を締結し、その旨及び連携協約を告示する</li> <li>・ 都道府県の締結したものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出</li> </ul>
経費の負担	
その他の特徴	連携協約を締結した普通地方公共団体間に、連携協約に係る争いがあるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となるものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に対し、自治紛争処理員による紛争を処理するための方策の提示を求めることができる。
県西地域における活用事例	なし
他地域における活用事例	消費生活相談、連携中枢都市圏形成

(2) 協議会	
根拠条文	第 252 条の 2 の 2～第 252 条の 6 の 2
類型	①管理執行協議会 ②連絡調整協議会 ③計画作成協議会
イメージ	
法人格	なし
制度の目的等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政界を超えた事務処理の合理化</li> <li>・ 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、もしくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、または広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため</li> </ul>
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示する（ただし、②は議決不要）</li> <li>・ 都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出</li> </ul>
経費の負担	構成団体が負担、支弁し、その方法は規約で定める
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会固有の財産・公の施設、職員を有さない（事務は派遣職員が処理する）</li> <li>・ 構成団体の執行機関は消滅しない</li> <li>・ 管理執行協議会は構成団体の共通の執行機関たる性格を有し、協議会と構成団体との間には代理に準ずる効果が認められる</li> </ul>
県西地域における活用事例	なし
他地域における活用事例	広域行政計画等、社会教育、農業用水、小学校、中学校 等

(3) 機関等の共同設置	
根拠条文	第 252 条の 7～第 252 条の 13
類型	①議会事務局、②執行機関(委員会もしくは委員)、③附属機関、④行政機関、⑤内部組織、⑥委員会事務局、⑦職員、⑧専門委員の共同設置 ※総合出先機関は含まれない
イメージ	<pre> graph BT     A["A町 介護認定審査会"] --&gt; C["介護認定審査会"]     B["介護認定審査会 B町"] --&gt; C </pre>
法人格	なし
制度の目的等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政機構の簡素化による経費節減や事務処理の効率化、あるいは人材確保</li> <li>・ 共同して議会事務局、執行機関としての委員会もしくは委員、執行機関の附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局、職員または専門委員を置くため（政令で定める委員会は除外）</li> </ul>
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示する（ただし、協議会②は議決不要）</li> <li>・ 都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出</li> </ul>
経費の負担	構成団体が負担、支弁し、その方法は規約で定める
その他の特徴	共同設置した機関等は構成団体の共通の機関としての性格を有するため、共同設置した機関等の管理・執行したことの効果は、それぞれの構成団体に帰属する
県西地域における活用事例	障害者支援区分認定の審査
他地域における活用事例	介護保険、公平委員会、障害者福祉

(4) 事務の委託	
根拠条文	第 252 条の 14～第 252 条の 16
類型	
イメージ	
法人格	なし（別組織を設置しない）
制度の目的等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政機構の簡素化による経費節減や事務処理の効率化、あるいは人材確保</li> <li>・ 普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長または同種の委員会もしくは委員をして管理し及び執行させるため</li> </ul>
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示する</li> <li>・ 都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出</li> </ul>
経費の負担	委託団体が負担し、その方法は規約で定める
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託団体が当該事務を処理することにより、委託団体が自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる</li> <li>・ 当該事務についての法令上の責任は、受託団体に帰属し、委託団体は委託の範囲内において、当該事務を管理執行する権限を失う</li> </ul>
県西地域における活用事例	住民票の写し等の交付事務、消防事務
他地域における活用事例	保健所事務、ごみ処理、し尿処理、下水道処理、公平委員会、住民票等の写しの交付、競輪・競馬・競艇 等



(5) 事務の代替執行	
根拠条文	第 252 条の 16 の 2～第 252 条の 16 の 4
類型	
イメージ	
法人格	なし（別組織を設置しない）
制度の目的等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模市町村における事務処理の確保</li> <li>・ 他の普通地方公共団体の求めに応じて、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体の長もしくは同種の委員会もしくは委員の名において管理し及び執行するため</li> </ul>
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の議決を経た協議により規約を定め、その旨及び規約を告示する</li> <li>・ 都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事に届出</li> </ul>
経費の負担	代替執行を依頼する団体が負担し、その方法は規約で定める
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務の委託等と異なり、代替執行を依頼する団体のルールを適用し、依頼する団体の責任において、事務を管理・執行する</li> <li>・ 事務の代替執行を依頼した団体は当該事務を管理・執行する権限は失わない</li> </ul>
県西地域における活用事例	なし
他地域における活用事例	県が老朽化した村営簡易水道の更新事業を支援

(6) 一部事務組合	
根拠条文	第 284 条～第 291 条、第 292 条～第 293 条の 2 ※令第 1 条の 2～第 6 条、第 218 条の 2 (設立、解散時)
類型	①一部事務組合 ②複合的一部事務組合
イメージ	<pre> graph BT     A["A市 ごみ処理事務"] --&gt; X["ごみ処理X組合"]     B["ごみ処理事務 B町"] --&gt; X </pre>
法人格	あり (特別地方公共団体)
制度の目的等	普通地方公共団体または特別区の事務の一部を共同処理するため
必要な手続き	議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得る
経費の負担	構成団体が負担するか、組合財産の収入で支弁するか等を規約で定める
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織：執行機関、議会及び監査委員 (広域連合は選挙管理委員会必置)</li> <li>・ 議員及び長の選挙の方法：規約で定める (方法に制限はない)</li> <li>・ 直接請求は認められないが、実例により監査委員が義務設置とされているため、住民監査請求をすることができる</li> <li>・ 構成団体の執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は組合、または連合の成立と同時に消滅する</li> <li>・ 組合、または連合により処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外される</li> <li>・ 条例等の制定権を有する</li> <li>・ 課税権はない</li> </ul>
県西地域における活用事例	足柄上衛生組合 (し尿処理、休日急患診療所の設置管理、介護認定審査)、退職手当の支給
他地域における活用事例	ごみ処理、火葬場、消防・救急、行政情報システム

(7) 広域連合	
根拠条文	第 284 条、第 285 条の 2、第 291 条の 2～第 291 条の 13、第 292 条～第 293 条の 2 ※令第 1 条の 2～第 6 条、第 218 条の 2 (設立、解散時)
類型	
イメージ	
法人格	あり (特別地方公共団体)
制度の目的等	普通地方公共団体または特別区の事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、ならびにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため
必要な手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得る</li> <li>・総務大臣の許可には、国の関係行政機関の長との協議が必要</li> </ul>
経費の負担	構成団体が負担、支弁し、その方法は規約で定める
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織：執行機関、議会及び監査委員 (広域連合は選挙管理委員会必置)</li> <li>・議員及び長の選挙の方法：規約で定める (住民による直接選挙または構成団体による間接選挙に限られ、充て職は認められない)</li> <li>・住民の存在を前提とする</li> <li>・国・都道府県に権限移譲を要請でき、国・都道府県から権限移譲を受けることができる</li> <li>・直接請求が認められている (選管必置とされているため)</li> <li>・構成団体に対する規約変更の要請、広域計画実施のための勧告ができる</li> <li>・構成団体の執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は組合、または連合の成立と同時に消滅する</li> <li>・組合、または連合により処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外される</li> <li>・条例等の制定権を有する</li> <li>・課税権はない</li> </ul>
県西地域における活用事例	後期高齢者医療広域連合
他地域における活用事例	介護保険、ごみ処理・し尿処理、ドクターヘリの共同運航

### 3 新たな広域連携の制度等

#### (1) 連携協約を活用した連携中枢都市圏の形成

##### ア 概要

##### (ア) 経緯

第30次地方制度調査会答申等を踏まえ総務省が制度化した「地方中枢拠点都市構想」（平成26年8月要綱制定）のコンセプトを受け継ぎ、平成26年度の地方創生に関する議論の中で、「地域の広域連携に関する施策の縦割りを排除する」旨の内閣総理大臣指示を踏まえ、国土交通省の「高次地方都市連合」や「都市雇用圏」といった施策との統合がなされ、地方中枢拠点都市構想推進要綱を改正する形で平成27年1月に連携中枢都市圏構想推進要綱が制定された。

##### (イ) 意義

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成。

##### (ウ) ねらい

- A 圏域全体の経済成長のけん引
- B 高次の都市機能の集約・強化
- C 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

##### (エ) 連携中枢都市の要件

- A 規模が中核市以上
- B 昼夜間人口比率が概ね1以上
- C 三大都市圏に所在する市においては、三大都市圏内の指定都市及び特別区（23区）への通勤通学者割合が0.1未満（※）

##### (オ) 連携中枢都市圏形成の手続き

連携中枢都市宣言→連携協約の締結→都市圏ビジョンの策定

##### イ 取組事例

全国で23の圏域（平成29年3月1日時点）

- ・産学金官民連携による圏域経済成長戦略会議を開催し、圏域の経済成長戦略策定並びにフォローアップ
- ・観光、地域ブランド、移住などについて圏域一体となってPR（長野地域連携都市圏）
- ・企業誘致、就業・創業支援などにおける圏域一体での取組（久留米市広域連携都市圏）
- ・医療従事者の確保における圏域一体での取組（瀬戸・高松広域連携中枢都市圏）
- ・高度の都市拠点施設や広域的公共交通網の整備強化（みちのく盛岡広域連携中枢都市圏）
- ・健康管理、環境政策等の各種啓発事業の共同実施（播磨圏域連携中枢都市圏）
- ・国際会議やスポーツ大会等の圏域一体での誘致（石川中央都市圏）
- ・圏域内で生産された食材を学校給食で活用するなどの地産地消推進（熊本連携中枢都市圏）

- (※) 県西地域は、原則として地方圏を対象とする連携中枢都市圏構想で追加的に推進対象とされている「三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域」に当てはまるが、両市が合併した場合の通勤通学者割合の値は 0.10 で、小田原市単独で 0.11 であるため、現状の規定では要件を満たしていない。
- なお、三大都市圏における広域連携に係る支援については、全国施行時特例市市長会や中核市市長会などが要件緩和等を国等に働きかけを行ってきた。現在は、三大都市圏内の都市が近隣市町村と連携して取組を進めることができるよう、支援制度の検討を行うことを国等に働きかけている。

## (2) 水平的・相互補完的、双務的な役割分担

### ア 概要

第 30 次及び第 31 次地方制度調査会は、三大都市圏においては、各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であるとしている。すなわち、これまで各市が単独で処理してきた事務について、ある分野では近隣市に係るものを処理し、別の分野では近隣市に処理を委ねるといったように、近隣の市と役割分担することで、適切に行政サービスを提供することの必要性について言及があり、現在はモデル事業として実施されている。

### イ 取組事例

- ・ 県茅ヶ崎保健福祉事務所が所管している寒川町域分の地域保健・公衆衛生に係る保健所業務を茅ヶ崎市の保健所政令市移行の際に同市に委託
- ・ 保健所業務に関連する他の業務と両市町の保健センター業務等を一体化した高齢者向け施策や子育て支援等を含む総合的な保健福祉施策の可能性検討

## 4 小田原市・南足柄市における広域連携の現状

### (1) 広域連携の現状

広域連携は、県西地域の中心市である両市にとっても課題解決の手段として一定の効果を挙げている。しかし、県内の他地域と異なり人口規模の小さい町が多数集まっているという地域の特性上、単独では実施困難な事務事業が可能となるなどのスケールメリットによる事務の効率化や、高度な行政サービスの提供が可能となるなどの一般的に期待される効果が中心市の側では出にくい状況となっている。

また、平成28年4月1日現在で両市が実施している県西地域2市8町枠内の連携事業(巻末に一覧表を添付)は81件(※)にのぼるが、その内61件(約75%)については、両市が事務局を担うなど事実上の中心市の役割を果たしている。

- (※) ①県西地域2市8町枠内の連携事業〔小田原市〕49件  
②県西地域2市8町枠外の連携事業〔小田原市〕50件  
③県西地域2市8町枠内の連携事業〔南足柄市〕57件  
④県西地域2市8町枠外の連携事業〔南足柄市〕25件  
※①及び③、②及び④については重複する事業があります。

### (2) 県西地域での主な広域連携

#### ア 市民の利便性の向上に資するもの

- ・広域証明発行サービス
- ・公共施設の相互利用 など

#### イ 行政の効率化に資するもの

- ・小田原市斎場整備
- ・し尿処理 など

#### ウ 圏域の安心・安全に資するもの

- ・消防の広域化
- ・消費生活センターの運営
- ・歯科二次診療
- ・足柄上地区休日急患診療所助成事業 など

## 5 県西地域における広域連携の展望

### (1) 広域連携に対する基本的な姿勢

人口減少及び高齢化で基礎自治体の財政状況が悪化する中であっても、行政サービスを持続的に提供し、住民の生活圏の広域化にも適切に対応していく方策として、広域連携の重要性は今後、ますます高まるものと考えられる。

よって、両市が合併及び中核市への移行を経て、広域連携を牽引する体力と中心的な役割を担うに相応しい権能を持った中心市となった際には、合併及び中核市への移行による効果を生かして、各町との広域連携を一層強化していくことが、県西地域における広域連携に対する中心市としての基本的な姿勢である。

また、中心市は、連携を牽引する役割を果たしつつも、市民にとってのメリットを重視し各町との互恵的な連携を推進することも、基本的な姿勢として掲げる。これからの広域連携は、その持続性を担保するためにも中心市、各町の双方に応分の且つ住民に分かり易いメリットをもたらすことが必須であり、中心市が過度に人的・財政的な負担をするような連携とならないよう、連携の対象や手法の選択については留意する必要がある。

なお、平成29年4月17日～5月1日の期間で実施した両市民を対象にしたアンケートにおいて、両市は今後、各町との広域連携にどの様に取り組むべきだと思うかの意向を調査したところ、回答者全体のうち約62%の人が、中心市は「県西地域全体の行政サービスの安定的な提供に積極的な役割を果たすべき」と回答したが、そのうち約72%の人は、中心市の「財政的な負担が増えないのであれば」という考えであり、両市の市民も互恵的な連携を望んでいることが窺える。

### (2) 合併により行財政基盤が強化された中心市としての広域連携

#### ア 合併による影響

- ・合併を通じた行財政基盤の強化により、中心市においては安定的な行政サービス提供体制の構築について一定の目処が立つ。
- ・このことにより、これまで県西地域内の各町との間で実施してきた広域連携の継続的・安定的な実施や、各町の住民生活上、必須でありながら今後、維持が困難となってくる行政サービスの維持や中心市を含めた広域的な対処を必要とする課題について新たに取り組むことが可能となる。
- ・一方、広域連携の効果が中心市の側に発現し難いという、この地域における広域連携の特性については、中心市同士である両市が合併しただけでは何ら変化しないことから、連携を推進するに当たっては、中心市と各町の双方に行財政のプラス効果をもたらすよう検討することが必要である。

#### イ 今後、連携が想定される取組

##### (ア) 広域的課題への取組

個々の行政区域を越えた広域的課題であって、連携して対応を図ることが課題の解消に効果的な事務及びスケールメリットが得られる事務など。

##### 【例】

- ・自然環境の保護や鳥獣被害対策等に係る事務
- ・災害対策等に係る事務 など

#### 【連携手法】

既存の方策のほか、新たな施策展開を必要とする事務が対象となることから、中心市がその推進役を担うことが現実的であることを踏まえれば、連携の手法としては「連携協約」、「協議会」及び「事務の委託」が考えられる。

#### (イ) 活力ある社会経済維持に向けた取組

「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に資するもの。

#### 【例】

- ・交通インフラの維持強化に係る事務
- ・生活インフラの維持強化に係る事務
- ・観光の振興に係る事務
- ・新たな産業の創出に係る事務
- ・医療体制整備に係る事務 など

#### 【連携手法】

課題の解消に当たっては、特定の事務というよりは、分野としての対応が求められるとともに、中心市と各町の間において、課題認識、施策展開の方向性等に係る共通認識が必要であることから、政策立案を含めた連携も可能な「連携協約」の活用が考えられる。

#### (ウ) 周辺自治体の住民の生活に必須の事務の安定的実施の取組

生活に必須でありながら、今後、各町では維持が困難な行政サービスの共同処理など。

#### 【例】

- ・施設整備等の財政的負担が大きく、事実上対応が困難な事務
- ・年間の処理件数が少ない若しくは事務発生時期が数年に一度など頻度の少ない事務 など

#### 【連携手法】

対象事務が定例的事務であること、連携を必要とする要因が各町の側にあること及び連携によって中心市の行政効率の低下を招くことを回避する必要があること等を踏まえれば、連携の手法としては「機関等の共同設置」、「事務の委託」及び「事務の代替執行」が考えられる。

### (3) 中核市移行により権能が強化された中心市としての広域連携

#### ア 中核市移行による影響

- ・中核市への移行で保健衛生分野を中心に権能が飛躍的に強化されることにより、中心市における行政サービスの高度化、既存事務との一体化が図られる。
- ・両市の合併及び中核市への移行により、神奈川県 of 県西地域に関する事務効率の低下が想定されるほか、県の動向によっては、各町の住民の利便性等に影響が生じる場合もある。
- ・県から各町の区域に係る中核市事務を、各町からは中核市事務と一体的に処理することが効果的な事務を、それぞれ中心市へ委託することにより、県では事務効率の向上が、各町ではサービス水準の向上が、また、中心市においてはスケールメリットの確保と能力の更なる向上が図られるといった可能性がある。



## イ 今後、連携が想定される取組

### (ア) 地域全体で中核市レベルのサービスを展開する取組

各町の既存事務と中心市が行う中核市事務との一体的な実施により効率性やサービス水準の向上等が図られる事務など。

#### 【例】

- ・ 中心市において既存事務と中核市事務の統合により、行政効率やサービス水準の向上が見られた事務
- ・ 中核市の高度な専門性を有する職員が行うことにより、サービス水準の向上が図られる事務 など

#### 【連携手法】

中核市に移譲される事務及び各町における既存事務が対象となることから、連携の手法としては、県と各町から中心市への「事務の委託」及び各町の事務の「事務の代替執行」が考えられる。

### (イ) 県と市を総体的に見た事務効率の向上に向けた取組

各町の区域に係る中核市事務の中心市による一括処理など。

#### 【例】

- ・ 管轄人口の減少により、大幅な事務効率の低下が生じる事務
- ・ 県の事務効率の低下等に伴う施設の統廃合等により、各町の住民の利便性が低下する事務 など

#### 【連携手法】

対象事務が中核市事務であることから、連携の手法としては県と中心市による「機関等の共同設置」及び県から中心市への「事務の委託」が考えられる。

## (4) 連携に向けた各町等との調整

### ア 調整に当たっての中心市としての考え方

#### (ア) 行財政基盤の強化

両市による「合併の実現」、「大都市制度の活用」及び「新たな広域連携制度の構築」という一連の取組の目的を踏まえ、中心市の行財政基盤の強化に資する事務を連携の対象とするとともに、その確実性を担保する手法を構築する。

#### (イ) 枠組みの柔軟性

同じ県西地域内にあっても、各町の財政状況、少子高齢化、人口減少の度合い及び直面する課題等は異なるため、必ずしも地域全体を一つの枠組みとした連携にこだわることなく、各町が必要とする連携に個別具体に取り組む。

#### (ウ) 国県への支援要請

県西地域における広域連携を維持及び推進していくためには、中心市の強化のみならず広域自治体である県の支援が必須であることから、県には中心市に期待される広域的な役割に対する積極的な支援を要請するとともに、市町間の連携によってでは解決し難い課題が生じた際の広域自治体としての的確な対応を要請する。

また、国に対しては三大都市圏内における広域連携に係る支援制度の整備拡充の要請を継続的に行う。

## イ 今後の周辺自治体との調整

合併準備期間（H32）

任意協議会における検討結果の取りまとめ

神奈川県西部広域行政協議会（2市8町の首長及び県西地域県政総合センター所長を委員とする既存組織。以下、「西部協」）の場等を通じて、各町の実態や意向を把握する

両市で県西地域において広域連携の取組が効果的と思われる分野を整理し、「地域の状況を踏まえた、中心市視点による取組の方向性」を取りまとめ、西部協等の場を通じて各町側へ提示し意見交換を実施する

合併後（H32）

西部協の特定課題検討部会（特に高次の検討が必要と認める広域的課題について、調査及び検討を行うために設置される部会。過去には、消防の広域化について検討が行われた。）の場等で具体の事業を抽出した上で、中心市として「各町の意向を踏まえた、中心市として推進すべき具体の広域連携事業及び推進体制」を提示する

[ 資料 ]

小田原市・南足柄市の広域連携の現状（平成 28 年 4 月 1 日時点）

（ 1 ） 県西地域 2 市 8 町枠内の連携事業〔小田原市〕

No.	事業名	主催・運営主体	事業内容
1	神奈川県西部広域行政協議会運営事業	神奈川県西部広域行政協議会（2市8町）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連携事業の推進に係る意思決定</li> <li>・広域的課題への対応を目的とした調査・研究</li> <li>・構成市町の一体化に資する事業の実施</li> <li>・広域的行政課題に係る情報交換及び連絡調整</li> </ul>
2	小田原市と南足柄市による県西地域の中心市のあり方に関する検討	（仮称）県西地域の中心市のあり方に関する2市協議会設置準備会	人口減少・少子高齢化が進む中において、両市市民に対し安定的な行政サービスを継続的に提供可能な体制を構築するとともに、両市を中心市とした県西地域の広域連携体制の一層の強化策として、両市の合併や新たな広域連携制度の活用等について検討・協議を行う
3	情報発信事業	神奈川県西部広域行政協議会広報部（2市8町）	コミュニティFMのネットワークを活用し、複数局で各市町のイベント情報や都市PRなどを発信する 情報誌へ各市町の観光・イベント情報を掲載する
4	研修会開催事業	神奈川県西部広域行政協議会広報部会（2市8町）	広報紙のレイアウトや写真撮影のスキルアップのために開催する
5	公共施設無料チケット	神奈川県西部広域行政協議会（2市8町）	夏休み期間中、小・中学生の利用が無料となる施設利用チケットを、各市町広報紙に掲載する
6	広報記事の相互掲載	神奈川県西部広域行政協議会（2市8町）	広報記事を相互に掲載する
7	職員共同研修	神奈川県西部広域行政協議会職員研修部会（2市8町）	職員共同研修を実施する
8	県西地域2市8町情報処理政策担当部門情報交換会	2市8町	日々の情報処理業務における諸問題や地域の情報化などについて2市8町で情報交換する
9	地域安心安全ユビキタスポータル	2市1町（小田原市、南足柄市、湯河原町）	小田原市が構築したGIS（地理情報システム（住宅地図、施設情報、観光情報、防災マップ等）を参加市町で共同利用することで、住民の利便性や費用の低減を図る
10	公共施設予約システム	2市（小田原市、南足柄市）	システムを相互連携して両市が管理する施設を同じシステム上で予約申請等を可能にすることにより経費の節減及び広域的な住民サービスの向上を図る
11	小田原地方交通安全総ぐるみ大会	小田原地方交通安全総ぐるみ大会実行委員会（1市3町）	小田原警察署管内の交通事故防止と交通安全意識啓発のため総ぐるみ大会を実施し、交通安全功労者の表彰、大会宣言等を行う
12	防犯パトロール、防犯啓発活動	小田原地方防犯協会（1市3町）	小田原警察署が管轄する小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の住民や防犯団体等で構成され、小田原警察署の指導のもと、行政や防犯関係団体が連携を図りながら防犯パトロールや防犯意識の啓発に取り組む
13	防犯パトロール、防犯啓発活動	小田原警察署管内防犯指導員協議会（1市3町）	小田原警察署が管轄する小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の防犯指導員47名で組織され、小田原警察署の指導のもと、地域自治会と連携を図りながら防犯パトロールや防犯意識の啓発に取り組む
14	小田原市消費生活センターの運営	1市3町	消費生活相談を実施する
15	広域証明発行サービス	2市3町（小田原市・南足柄市・大井町・松田町・箱根町）	県西地域の住民の利便性向上を図るため、県西2市8町の連携を図りつつ、住民票の写し・戸籍証明書・印鑑登録証明書の広域証明発行サービスを行う

16	神奈川県西部 広域行政協議 会防災部会	神奈川県西部広域行 政協議会防災部会(2 市8町)	未曾有の被害をもたらした東日本大震災を受け、H23年度の協議会において示された「大規模災害を想定した2市8町の圏域全体の課題」に対する方策を導き出し、地域住民の安心と安全に資するための取り組みを検討・調査する
17	城下町おだわ らツアーデー マーチ	城下町おだわらツ ーデーマーチ実行委員 会(小田原市・箱根 町・真鶴町・湯河原 町)	30km・20km・10km・6kmのコースを設定し、小田原城址公園銅門広場等を主会場として、2日間にわたりウォーキング大会を開催する
18	ごみ処理広域 化事業	小田原市・足柄下地 区ごみ処理広域化協 議会(小田原市・箱 根町・真鶴町・湯河 原町)	ごみ処理広域化実施計画を策定する
19	小田原市斎場 整備運営事業	小田原市斎場事務広 域化協議会(小田原 市・南足柄市・大井 町・松田町・山北 町・開成町・箱根 町)	斎場事務広域化を推進する
20	環境学習事業	神奈川県西部広域行 政協議会環境部会(2 市8町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的なグリーンカーテンの普及促進</li> <li>・足柄大井ソーラーウェイ及び開成町あじさい公園発電所の見学</li> <li>・水源の森の恵みを感じるツアー(間伐の話、室内で枝打ち体験、ピザ作り、みかん狩り、キイチロウ(間伐材で作られたキット)づくり、ビール工場見学)</li> <li>・広域連携による生ごみ堆肥化・段ボールコンポストの普及研究</li> </ul>
21	広域的な環境 課題の研究及 び普及啓発事 業	神奈川県西部広域行 政協議会環境部会(2 市8町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的なグリーンカーテンの普及促進</li> <li>・広域連携による生ごみ堆肥化・段ボールコンポストの普及研究</li> </ul>
22	広域的な環境 保全事業等に かかる情報交 換及び広域連 携の研究	神奈川県西部広域行 政協議会環境部会(2 市8町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連携による生ごみ堆肥化・段ボールコンポストの普及研究</li> <li>・環境の見地からの先進施設の視察</li> <li>・担当者間での勉強会の開催</li> <li>・講演会の開催</li> </ul>
23	福祉有償運送	県西地区福祉有償運 送運営市町共同運営 協議会(2市8町)	NPO等が、要介護者など移動をすることが困難な人を対象に、通院などを目的に有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、運輸支局への申請前に、その必要性や対価等について協議する
24	歯科二次診療 事業	2市8町	一次歯科診療所での治療が難しい障がい者の歯科診療及び歯科保健指導を行う
25	障害者就業・ 生活支援セン ター運営費補 助事業	2市8町	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に対する補助事業を行う
26	障害福祉サー ビス等地域拠 点事業所配置 事業	2市7町(中井町を除 く県西地域の市町)	障害福祉サービス等地域拠点事業所に対する事業費補助事業を行う
27	障害者相談支 援事業	1市3町(小田原市、 箱根町、真鶴町、湯 河原町)	障がい者やその保護者を対象に、日常生活や障害福祉サービスの利用などについての相談を受ける
28	障害支援区分 認定審査会運 営事業	1市3町(小田原市、 箱根町、真鶴町、湯 河原町)	障害者自立支援法に基づく障害程度区分の認定審査会の運営

29	障害者地域自立支援協議会 (差別解消法地域協議会※ H28年4月～)	1市3町(小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町)	障害者相談支援事業、障害福祉計画の評価など障害福祉サービス等の施策推進に関する協議を行う
30	地域活動支援センター運営費補助事業	1市3町(小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町)	精神障がい者を主な対象とする地域活動支援センターを運営する法人に対する補助事業を行う
31	障害福祉ケースワーカー会議	2市8町	障害者福祉所管課に属する職員間の情報交換等を行う
32	おだわら・あしがら遊山!地物まつり	おだわら・あしがら遊山!地物まつり実行委員会(小田原市・大井町・松田町・開成町)	小田原市、大井町、松田町、開成町が特産品を紹介・販売し、各市町の魅力を発信する
33	広域連携観光推進事業	西さがみ観光協議会(小田原市、南足柄市、足柄下郡の2市3町)	観光物産展、観光キャンペーン等を行う
34	県西地域鳥獣対策協議会	神奈川県県西地域県政総合センター環境部	県西地域における野性鳥獣の生息、野性鳥獣被害等の把握及び被害対策に関することを協議する
35	間伐材の利活用・地域材のブランド化	おだわら森林・林業・木材産業再生協議会	県西地域における林業・木材産業の活性化を図る
36	小田原みなとまつり	小田原みなとまつり実行委員会	小田原漁港を中心に市民及び観光客に広く水産業を紹介するとともに、港を海と人とのふれあいの場として、地域漁業の活性化を図ることを目的として開催する。また、海に面していない市町の小学生等に、どのような場所で、どのように魚が漁獲され、魚屋等で販売、そして食卓に並ぶのかまでの過程を理解させるため、「定置網漁の見学とマダイの稚魚を放流する事業」に招待する
37	都市・地域総合交通戦略に係る施策事業	神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会(2市8町)	県西地域2市8町における広域的な都市交通について検討及び協議等を行う
38	公共交通ネットワーク充実促進事業	酒匂川流域地域公共交通活性化検討会(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)	酒匂川流域都市圏を構成する2市5町において、地域公共交通を活性化し、地域公共交通を支えていくための取組みを実施する
39	山北開成小田原線及び(仮称)酒匂右岸幹線必要性検討事業	酒匂川右岸縦貫道路(仮称)建設検討連絡会(小田原市、南足柄市、山北町、開成町の2市2町)	神奈川県県西地域における幹線道路ネットワークのうち、主として酒匂川右岸地域における南北方向の主軸として計画された山北開成小田原線及び(仮称)酒匂右岸幹線の建設について検討することを目的とした調査研究等を行う
40	二市八町境界確定等実務勉強会	県西地域2市8町	<ul style="list-style-type: none"> <li>境界確定業務等に関する調査及び研究</li> <li>地積調査に関する調査及び研究</li> <li>前2項に掲げるものに関する構成市町連携の推進</li> </ul>
41	県西地区消防行政協議会	1市2町(小田原市、箱根町、湯河原町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防情報の交換</li> <li>消防機械、技術及び火災予防の研究</li> <li>大規模災害、特殊災害事故等による非常事態を想定した合同訓練等</li> <li>消防広域応援体制</li> <li>消防職員相互の体育・知育の向上</li> </ul>

42	県西地域水道事業連絡会	2市8町水道事業担当課	水道事業に関する情報交換、共同研修等を実施し、事業体間でいつでも円滑な相互協力ができる関係づくりを進める
43	教育委員の研修等	西湘地区教育委員会連合会（2市8町）	西湘地区の教育行政の推進を図るため、情報交換・講演会・研修視察などを実施する
44	消防事務	小田原市	消防の広域化に伴い、小田原市が1市5町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）から消防事務を受託している
45	小田原市外二ヶ市町組合	小田原市外二ヶ市町組合（小田原市、南足柄市、大井町）	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する
46	箱根町外二カ市組合	箱根町外二カ市組合（小田原市、南足柄市、箱根町）	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する
47	南足柄市外五ヶ市町組合	南足柄市外五ヶ市町組合（南足柄市、開成町、大井町、小田原市、山北町、松田町）	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する
48	南足柄市外二ヶ市町組合	南足柄市外二ヶ市町組合（南足柄市、小田原市、大井町）	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する
49	南足柄市外四ヶ市町組合	南足柄市外四ヶ市町組合（南足柄市、小田原市、開成町、箱根町、大井町）	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する

## （2）県西地域2市8町村枠外の連携事業〔小田原市〕

No.	事業名	主催・運営主体	事業内容
1	箱根ジオパーク構想の推進	箱根ジオパーク推進協議会（神奈川県、小田原市、南足柄市、箱根町、真鶴町、湯河原町ほか各種団体）	箱根火山及びその周辺地域の地質資源をはじめ、歴史的、文化的、生態学的資源を維持保全し、その価値を継続して高めていくために、日本ジオパークの認定を受け、箱根火山を土台とした教育に資する活動やジオツーリズムの場としての環境整備を行うことにより、教育・観光の新たな切り口として地域活性化の一助にする
2	県西地域活性化プロジェクト	県西地域活性化推進協議会（2市8町、神奈川県、商工関係団体、農林水産関係団体、観光関係団体、金融機関、学識者）	県西地域の地域資源を活かし人々の健康に役立つ新しい価値を発信する
3	地方分権推進事業	全国施行時特例市市長会（施行時特例市37市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春と秋の総会</li> <li>・総務大臣との懇談会</li> <li>・各政党、関係省庁への提言活動</li> </ul>
4	S. K. Y 広域圏推進事業	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議（圏域38市町村）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サミットの開催（各年）</li> <li>・広域連携部会、防災部会、観光部会での検討</li> <li>・ホームページ等の運営</li> </ul>
5	小田原市・二宮町広域行政意見交換会	小田原市・二宮町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首長意見交換会（年1回）</li> <li>・広域連携所管課打合せ</li> </ul>
6	エリトリア国とのSKY圏プロジェクト	エリトリア国とのSKYプロジェクトに係る実行委員会（神奈川県、小田原市、箱根町、大磯町、星槎グループ）	エリトリア国のアスリートや関係者等との交流を通じて地域におけるスポーツ振興、教育文化の向上及び友好関係の構築を行う取組であるSKYプロジェクトの検討・実施をする

7	東京オリンピック・パラリンピック神奈川県西部連絡会	発起人（小田原市、箱根町、小田原市体育協会、小田原箱根商工会議所）	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、スポーツ振興や活性化等につなげる取組の検討・実施をする
8	ラグビー準備会事業	ラグビー準備委員会（神奈川県、山北町を除く2市7町、他民間企業等30団体）	2019年ラグビーワールドカップ日本開催等を契機とした、スポーツ振興、都市セールス、地域活性化への方策の検討・推進をする
9	軽自動車税申告書仕分け作業	相模・湘南車検管内市軽自動車税協議会	全国軽自動車協会連合会が収受した相模・湘南車検管内市分の軽自動車税申告書を仕分ける
10	不動産の共同公売	神奈川県地方税収対策推進協議会	滞納処分により県及び各市町村が各々に差し押さえた不動産の公売を1つの会場で共同して行う
11	不動産の共同公売	県西地区徴収対策連絡協議会	滞納処分により県及び2市8町が各々に差し押さえた不動産の公売を1つの会場で共同して行う
12	租税教育の推進	西湘地区租税教育推進協議会	小田原税務署管内の各市町教育委員会・税務所管課、県税事務所・県西教育委員会、税理士等関係団体が、小中高校生向けに租税教室等を行う
13	空中写真の共同入手	かながわ水土里情報活用推進協議会	かながわ水土里情報活用推進協議会会員の空中写真共同入手を経済的かつ円滑に行う
14	防災視察研修会	湘南7市4町防災事務連絡協議会（小田原市・南足柄市・平塚市・茅ヶ崎市・鎌倉市・藤沢市・逗子市・二宮町・寒川町・葉山町・大磯町）	防災事務に関する研究等を目的として、静岡県地震防災センターを訪問し、視察を行う
15	酒匂川水系保全協議会	神奈川県・静岡県・小田原市・秦野市・南足柄市・御殿場市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・小山町・酒匂川流域企業等会員	酒匂川水系に係る水質調査・生物相調査・美化清掃活動等を行う
16	神奈川県火葬行政連絡協議会	神奈川県・県内市町村・県内火葬場運営の事務組合	神奈川広域火葬連絡通信訓練実施計画 ・実施要領の修正 ・H27年度神奈川県広域火葬連絡通信訓練の実施
17	海岸美化対策県・市町連絡会議	神奈川県、相模湾沿岸市町、（公財）かながわ海岸美化財団	海岸美化の充実・強化策を検討する
18	西湘地区公害行政研究会	小田原市、南足柄市、秦野市、伊勢原市	総会、研究会を実施する
19	県西地区障害者文化事業	県西地区障害者文化事業開催協議会（2市8町及び県西地区の障害福祉関係機関）	障害者が製作した作品の展示、講演会、アトラクションを交えた地域交流イベントであり、例年、マロニエを会場に開催する
20	子育てマップ制作業務	小田原市・二宮町子育て支援研究協議会（小田原市・二宮町）	子育てマップを制作する（10,000部）

21	県西部地域若者サポートステーション	【実施団体】 CLCA(NPO 法人子どもと生活文化協会)(厚生労働省・神奈川県委託事業) 【連携市町村】 県西地域等の17市町	働くことに悩みを抱えるニート等の若者の職業的自立を目指し包括的な支援を行う ・キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談 ・各種就労支援プログラム(職場体験など)の実施 ・各種セミナーを通じた啓発 ・他の若者支援機関への誘導等
22	広域連携観光推進事業	西さがみ地区観光事業推進連絡会(神奈川県観光協会、小田原市、南足柄市、足柄下郡3町、各市町観光協会)	観光展、キャラバン、観光パンフレット・ポスター作成、スタンプラリーを実施する
23	教育旅行誘致事業	西さがみ教育旅行誘致推進協議会(神奈川県、小田原市、足柄下郡3町、各市町観光協会等)	教育旅行誘致のプロモーション、モニターツアー等を実施する
24	広域連携観光推進事業	北条五代観光推進協議会	パンフレット作成、イベント実施等を行う
25	広域連携観光推進事業	日本忍者協議会	キャラバン、ちらし作成、幟旗作成等を行う
26	広域連携観光推進事業	全国梅サミット協議会	サミット開催、パンフレット・ポスター作成等を行う
27	湘南オリーブ振興事業	湘南オリーブ振興協議会	オリーブを地域の新たな特産品とするため、栽培講習会が加工品の研究・PR等を実施する
28	県西営農支援センター	県西営農支援センター協議会	相談業務を中心としながら、農業者のニーズを把握し、機能拡大を図りながら営農支援の拡大を図る
29	県西空き家バンク連絡会	宅建協会小田原支部、県西2市8町	県西2市8町の空き家バンクの広域連携について検討する
30	タクシー事業適正化・活性化促進事業	小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会(関東運輸局、神奈川県、2市8町、その他事業者等)	地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進し、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成及び検討等を行う
31	公共交通ネットワーク充実促進事業	県西湘南地域公共交通検討会(小田原市、二宮町)	地域公共交通の確保及び利便性の増進に必要な調査、検討及び協議等を行う
32	公共交通環境改善・利便性向上促進事業	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議(神奈川県、県内全33市町村、その他事業者等)	県内全域にわたる鉄道輸送力の増強や利便性の向上を促進させることで、混雑緩和や県民の生活と産業の進展に寄与することを目的に、鉄道輸送力に関する情報収集や国及び鉄道事業者への要望活動等を実施する
33	公共交通環境改善・利便性向上促進事業	御殿場線利活用推進協議会(小田原市、大井町、松田町、山北町、御殿場市、沼津市、裾野市、三島市、長泉町、小山町)	御殿場線の輸送力増強や利便性向上等に必要な調査、検討及び協議等の上、各鉄道事業者への要望活動を実施する
34	公共交通環境改善・利便性向上促進事業	リニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会(神奈川県、県内全33市町村、その他事業者等)	リニアモーターカーによる中央新幹線の早期建設と県内への停車駅設置を図るため、各種情報収集及び分析、関係団体との連絡・調整と検討及び調査の上、関係各省庁等への要望・陳情活動を行う



35	神奈川県都市計画実務担当者連絡協議会	神奈川県都市計画実務担当者連絡協議会（小田原市、平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町の6市3町）	神奈川県各都市の緊密なる連絡協議により、都市計画行政実務の円滑、かつ、強力な推進を図ることを目的とした、都市計画の情報交換、実務研修、都市計画行政推進のための関係方面への意見等を行う
36	伊豆湘南道路建設促進期成同盟会	沼津市、長泉町、三島市、函南町、熱海市、湯河原町、真鶴町、小田原市	静岡県東部地域と神奈川県西部地域を結ぶ規格の高い道路の調査、分析及び広報活動等を行う
37	小田原真鶴道路建設促進協議会	小田原市、真鶴町、湯河原町、神奈川県	真鶴道路、西湖バイパス、小田原厚木道路を有機的に連絡する道路の建設促進を図り、地域交通の混雑を緩和し、住民の日常生活及び経済活動の安定と向上を図るための連絡調整を行う
38	関東国道協会神奈川県地区協議会	厚木市、藤沢市、横須賀市、平塚市、海老名市、小田原市、松田町、鎌倉市など	加盟市町村相互の連携のもと、国道等事業の円滑な推進に寄与することや広報活動などを行う
39	道路整備促進期成同盟会神奈川県協議会	神奈川県、秦野市、伊勢原市、厚木市、小田原市など	県内の道路整備促進期成同盟会等の相互の連帯と協調を図り、県内道路整備を強力に促進するための道路財源の確保、道路予算の拡大等に向けての積極的な活動などを行う
40	境界確定等実務担当者連絡協議会	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、平塚市、伊勢原市、南足柄市、小田原市	各市の連絡協議により境界確定等実務の円滑かつ強力な推進を図るため、講習会及び各市相互における実地研修会を実施する
41	神奈川県都市土木行政連絡協議会	平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、横須賀市、綾瀬市、寒川町、湯河原町、小田原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町の土木事業の情報交換</li> <li>・土木関係の各市町の共通事項の調整</li> <li>・土木行政推進のための調査研究</li> <li>・土木行政推進のため関係方面への意見、具申、陳情</li> <li>・その他協議会の目的達成するに必要と認められた事業</li> </ul>
42	メディカルコントロール事業	湘南地区メディカルコントロール協議会	救急搬送において、救急救命士に対する指示体制および救急隊員に対する指導・助言体制の充実、救急活動の医学的観点からの事後検証体制の充実、救急救命士の病院実習等の再教育体制の充実等を図る
43	小田原地区公益企業等暴力対策協議会	小田原市及び足柄下郡における電話、ガス、電気、水道等の公益企業	小田原市および足柄下郡における電話、ガス、電気、水道等の公益企業に従事する者が行う正当な企業活動を阻止する、暴力団もしくは、暴力常習者の不法行為に対し、自ら連携し、その防止と排除に努力するとともに、必要に応じ警察の指導助言を得て、その業務を円滑に遂行する
44	神奈川県公営水道事業事務連絡会	神奈川県内の水道事業を営む市町村（横浜市、川崎市及び横須賀市を除く）	水道事業に関する情報交換、共同研修等を実施し、事業体間でいつでも円滑な相互協力ができる関係づくりを進める
45	県西地域における水道事業の広域化に関する検討会	神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室	県西地域2市8町における各水道事業の現状分析と今後の経営見通しを踏まえ、単独もしくは共同での包括委託の導入の可能性について検討する
46	選挙に関する啓発、周知	神奈川県県西地区明るい選挙推進協議会連合会（2市8町及び平塚市・大磯町・二宮町）	公職選挙法第6条第1項の規定に基づいて行う選挙に関する啓発、周知等の事業を行う

47	投開票事務の合理化研究	神奈川県市選挙管理委員会連合会	各選挙管理委員会の機能を強化し、その円滑な運営を図り、理想選挙の実現を期する
48	選挙に関する中央地方の連絡調整	全国市区選挙管理委員会連合会（関東支部）	全国の市区選挙管理委員会業務の円滑な運営、選挙執行方法の改善研究、法規改廃の意見交換、関係機関への要望実現を図り、民主政治の確立と地方自治の興隆繁栄に寄与することを目的とする
49	公共下水道使用料徴収事務	神奈川県	県営水道使用者の下水道使用料の徴収を、神奈川県企業庁との協定に基づき、同庁に委託する
50	神奈川県後期高齢者医療広域連合	神奈川県後期高齢者医療広域連合	75歳以上の者と一定の障害があると認定を受けた65歳から74歳までの者を対象とした医療保険制度の運営をする

### （3）県西地域2市8町村内の連携事業〔南足柄市〕

No.	事業名	主催・運営主体	事業内容
1	神奈川県西部広域行政協議会運営事業	神奈川県西部広域行政協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連携事業の推進に係る意思決定</li> <li>・広域的課題への対応を目的とした調査、研究</li> <li>・構成市町の一体化に資する事業の実施</li> <li>・広域的行政課題に係る情報交換及び連絡調整</li> </ul>
2	小田原市と南足柄市による県西地域の中心市のあり方に関する検討	（仮称）県西地域の中心市のあり方に関する2市協議会設置準備会	人口減少・少子高齢化が進む中において、両市市民に対し安定的な行政サービスを継続的に提供可能な体制を構築するとともに、両市を中心市とした県西地域の広域連携体制の一層の強化策として、両市の合併や新たな広域連携制度の活用等について検討・協議を行う
3	消費生活センターの運営	南足柄市（1市5町）	消費生活に係る苦情・問合せ・要望の処理等を行う
4	あしがらローカルブランディング推進事業	1市5町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足柄上1市5町で構成するローカルブランディング組織への参画</li> <li>・プロモーション動画や地域版旅行情報誌の作成、足柄上地区や都心部などでのPRイベントの開催</li> </ul>
5	研修会開催事業	神奈川県西部広域行政協議会広報部会（2市8町）	広報紙のレイアウトや写真撮影のスキルアップのために開催する
6	公共施設無料チケット	神奈川県西部広域行政協議会（2市8町）	夏休み期間中、小・中学生の利用が無料となる施設利用チケットを、各市町広報紙に掲載する
7	広報記事の相互掲載	神奈川県西部広域行政協議会（2市8町）	広報記事を相互に掲載する
8	職員共同研修	神奈川県西部広域行政協議会職員研修部会	職員共同研修を実施する
9	地域安心安全ユビキタスポータル	2市1町（小田原市、南足柄市、湯河原町）	小田原市が構築したGIS（地理情報システム（住宅地図、施設情報、観光情報、防災マップ等）を参加市町で共同利用することで、住民の利便性や費用の低減を図る
10	公共施設予約システム	2市（小田原市、南足柄市）	システムを相互連携して両市が管理する施設を同じシステム上で予約申請等を可能にすることにより経費の節減及び広域的な住民サービスの向上を図る
11	職員共同研修	県西一市二町合同研修協議会	共同研修を実施する（新採用職員研修等）
12	職員共同研修	南足柄市・開成町合同職員研修協議会	共同研修を実施する
13	小田原税務署管内税務担当者連絡会	2市8町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税賦課事務全般の問題・課題の検討</li> <li>・課税資料収集について税務署との連絡調整</li> <li>・確定申告受付に伴う税務署との連絡調整</li> <li>・その他連絡会の目的達成のため必要と思われる事項</li> </ul>
14	足柄上地区交通安全総ぐるみ推進大会	足柄上地区交通安全総ぐるみ推進大会実行委員	足柄上地区において、交通事故から子どもやお年寄りを守るために、一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むよう、啓発運動を通じて交通事故防止の徹底を図る。

15	広域証明発行サービス	2市3町（小田原市・南足柄市・大井町・箱根町・松田町）	県西地域の住民の利便性向上を図るため、県西2市8町の連携を図りつつ、住民票・戸籍証明等、各種証明書の広域証明発行サービスを行う
16	神奈川県西部広域行政協議会防災部会	神奈川県西部広域行政協議会防災部会（2市8町）	県西地域において地震、津波、洪水など大規模災害が発生した場合の連絡体制、支援物資等の受入れ、提供等に関する広域的な連携について具体的な方策を研究するとともに、様々な災害に対する危機管理及び防災対策の向上を図る
17	神奈川県西部広域行政協議会防災部会・防災講演会	神奈川県西部広域行政協議会防災部会	防災講演会を実施する
18	県西地域広域市町村圏協議会防災分科会（酒匂川流域問題検討分科会ワーキングチーム）酒匂川流域に係る災害情報の連絡等に関する申し合わせ	酒匂川流域市町	当該流域の災害状況等を共有するため、連絡に関して申し合わせる
19	あしがら未来音楽フェスティバル	あしがら未来音楽フェスティバル実行委員会	プロ・アマチュア合同で参加する音楽フェスティバルを開催する
20	県西地域アマチュアミュージシャン連携事業（【小田原市】小田原城ミュージックストリート、【南足柄市】南足柄市ポピュラーミュージックフェスティバル）	小田原市・南足柄市・小田原城ミュージックストリート実行委員会・南足柄市ポピュラーミュージックフェスティバル実行委員会	【南足柄市ポピュラーミュージックフェスティバル】地域で活躍するポピュラーミュージック愛好家によるコンサートを実施する。また、文化会館において音楽文化振興を図り、市の活性化に貢献する
21	足柄上地区一周駅伝競走大会	足柄上地区一周駅伝競走大会実行委員会（南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）	足柄上地区1市5町（7区間、45,000m）をコースとした駅伝を開催する
22	小田原市斎場整備運営事業	小田原市斎場事務広域化協議会（小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町）	小田原市斎場建設を推進する
23	広域ごみ処理施設整備事業	あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議（南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）	広域ごみ処理施設建設を推進する

24	障害者相談支援事業	1市5町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）	障がい者やその保護者を対象に、日常生活や障害福祉サービスの利用などについての相談を受ける
25	地域活動支援センター事業	1市5町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）	通所による創作活動等のサービスを提供し、障害のある人の自立と社会参加を目的とした支援を行うとともに、地域交流や普及啓発により、障害のある人への理解を促進する
26	障害支援区分認定審査会運営事業	1市5町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）	障害者自立支援法に基づく障害程度区分の認定審査会を運営する
27	足柄上地区地域自立支援協議会	1市5町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議を行う
28	県西地区福祉有償運送市町共同運営協議会	県西地区福祉有償運送運営協議会（2市8町）	福祉有償運送の必要性やこれらを行う際の安全及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議する
29	在宅医療・介護連携推進事業	足柄上地区介護保険主管課連絡協議会（1市5町 南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）	多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する8つの事業を実施する。H27年度事業実施内容の検討を行い、H28年度から一部事業を実施する予定である
30	あしがらケアマネ連絡会	足柄上地区管内居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター（直営・委託有り）	介護支援専門員のスキルアップを図るための研究会（「日常生活支援事業について」）等を開催する
31	足柄上地区地域包括支援センター連絡会	1市5町の地域包括支援センター（直営・委託有り）	地域包括支援センター3職種（主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士）のスキルアップを図るための情報共有等を行う
32	足柄上地区介護認定審査会	足柄上衛生組合（1市5町 南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）	1市5町より提出された案件の介護認定審査を行う
33	運営協力会（介護認定審査会部会）	足柄上衛生組合（1市5町 南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）	足柄上地区介護認定審査会の運営に関する事項を協議する
34	歯科二次診療事業	2市8町	一次歯科診療所での治療が難しい障がい者の歯科診療及び歯科保健指導を行う
35	障害者就業・生活支援センター運営費補助事業	2市8町	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に対する補助事業を行う
36	障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業	2市7町（中井町を除く県西の市町）	障害福祉サービス等地域拠点事業所に対する事業費補助事業を行う
37	障害福祉ケースワーカー会議	2市8町	障害者福祉所管課に属する職員間の情報交換等を行う

38	病児保育事業	小田原市、南足柄市	病気によって、集団的な保育を受けることが困難な児童（病児）に対し、適切な処遇が確保される施設（実施施設）において、一時的にその病児の保育を実施する
39	病後児保育事業	1市5町（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）	病気回復期において、集団的な保育を受けることが困難な児童（病後児）に対し、適切な処遇が確保される施設（実施施設）において、一時的にその病児の保育を実施する
40	広域連携観光推進事業	西さがみ観光協議会（小田原市、南足柄市、足柄下郡の2市3町）	観光物産展、観光キャンペーン等を行う
41	一市三町雑巡り・花巡り観光客回遊促進事業	一市三町雑巡り・花巡り観光客回遊促進事業実行委員会（南足柄市・開成町・松田町・大井町）	南足柄市・開成町・松田町・大井町で開催するひな祭り・桜花祭り等を連携して開催し、その魅力を高め、観光客に各会場を回遊してもらうためスタンプラリー等を企画する。
42	都市計画道路和田河原・開成・大井線建設促進事業	都市計画道路和田河原・開成・大井線建設促進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設促進に関する情報の交換</li> <li>・建設促進に関する懸案事項の協議</li> <li>・関係機関に対する陳情、要望等</li> <li>・その他目的達成に必要な事項</li> </ul>
43	足柄産業集積ビレッジ構想事業	足柄産業集積ビレッジ構想事業推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足柄産業集積ビレッジ構想の推進</li> <li>・企業誘致</li> <li>・その他目的達成に必要な事項</li> </ul>
44	山北開成小田原線及び（仮称）酒匂右岸幹線必要性検討事業	（仮称）酒匂川右岸縦貫道路建設検討連絡会	県西部地区の幹線道路ネットワークの内、当該路線の計画の可能性や事業化に向けた検討を行う
45	県西地域総合都市交通体系マスタープランの推進	県西地域広域市町村圏協議会【道路分科会】	県西地域総合都市交通体系マスタープランを推進する（進捗状況の把握・評価・見直し等）
46	公共交通活性化事業	酒匂川流域地域公共交通活性化検討会（2市5町）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通確保対策調査事業</li> <li>・公共交通に関する講演会開催</li> <li>・公共交通マップ作成・配布</li> <li>・交通行動転換動機付け冊子作成・配布</li> </ul>
47	神奈川県西部広域消防運営協議会	神奈川県西部広域消防運営協議会（小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）	1市5町が小田原市へ委託している消防事務についての確認、協議などを行う
48	消防事務	小田原市	消防の広域化に伴い、小田原市に消防事務を委託している
49	小田原市外二ヶ市町組合	小田原市外二ヶ市町組合（小田原市、南足柄市、大井町）	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する
50	箱根町外二ヶ市組合	箱根町外二ヶ市組合（小田原市、南足柄市、箱根町）	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する
51	南足柄市外五ヶ市町組合	南足柄市外五ヶ市町組合（南足柄市、開成町、大井町、小田原市、山北町、松田町）	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する
52	南足柄市外二ヶ市町組合	南足柄市外二ヶ市町組合（南足柄市、小田原市、大井町）	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する
53	南足柄市外二ヶ町組合	南足柄市外二ヶ町組合（南足柄市、開成町、山北町）	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する

54	南足柄市山北町開成町一部事務組合	南足柄市山北町開成町一部事務組合（南足柄市、山北町、開成町）	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する
55	南足柄市外四ヶ市町組合	南足柄市外四ヶ市町組合（南足柄市、小田原市、開成町、箱根町、大井町）	共有林野の管理処分に関する事務を共同処理する
56	し尿処理事業	足柄上衛生組合	足柄上衛生組合に構成団体として加わり、し尿処理施設の設置及び管理を共同で処理する
57	足柄上地区休日急患診療所助成事業	足柄上衛生組合	足柄上衛生組合に構成団体として加わり、休日急患診療所の設置及び管理、医療機関等の相互の連携の推進の事務を共同で処理する

#### （４）県西地域 2 市 8 町枠外の連携事業〔南足柄市〕

No.	事業名	主催・運営主体	事業内容
1	箱根ジオパーク推進事業	箱根ジオパーク推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再認定審査への対応</li> <li>・ジオパークの普及・啓発</li> <li>・ジオパークを活用した地域活性化</li> </ul>
2	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議	富士箱根伊豆地域に関連する静岡県、神奈川県、山梨県の市町村	富士箱根伊豆交流圏の市町村が連携して交流を進め、課題の解決に取り組むことにより、人が集まり活気あふれる圏域を形成することを目的に活動する
3	オリンピック・パラリンピック活性化事業（エリトリア国交流）	神奈川県、小田原市、大磯町、箱根町、1 大学（本市オブザーバー）	オリンピック・パラリンピックの開催に伴いエリトリア国関係者との交流を通じ、「地域におけるスポーツ振興」、「教育文化の向上」、「友好関係の構築」を実施する
4	オリンピック・パラリンピック活性化事業（ラグビーキャンプ地誘致）	ラグビー準備委員会	城山陸上競技場がラグビー日本代表チームの練習拠点となったことや、2019 年ラグビーワールドカップの日本開催を契機として、この圏域におけるスポーツ振興・都市セールスや地域活性化等に繋げるための方策を検討・推進することを目的とする
5	神奈川県電子自治体共同運営協議会 電子申請・届出システム	神奈川県電子自治体共同運営協議会	電子申請・届出システムを共同利用する
6	神奈川県電子自治体共同運営協議会 電子入札サービス	神奈川県電子自治体共同運営協議会	電子入札システムを共同利用する
7	神奈川県 WAN 広域イーサネットサービス	神奈川県	LGWAN ネットワークへ接続する
8	小田原地区税務協議会賦課部会	小田原税務署、小田原県税事務所、2 市 8 町	主に、確定申告に係る事務についての説明及び打合せを行う
9	湘南三浦都市体育振興連絡協議会	三浦市・逗子市・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・平塚市・小田原市・南足柄市	都市体育の施策、事業等についての研究協議、情報交換を行う

10	二市三町矢倉沢往還探訪ウォーキング事業	二市三町矢倉沢往還探訪ウォーキング事業実行委員会（秦野市・南足柄市・大井町・松田町・開成町）	秦野市善波峠から南足柄市足柄峠までの矢倉沢往還マップとチラシを作成し、往還ウォーキング等を企画し、観光客誘致を図る
11	西湘地区主任介護支援専門員連絡会	2市8町と二宮町・大磯町の地域包括支援センター（直営・委託有り）	主任介護支援専門員のスキルアップを図るための情報共有等を行う
12	県西地区障害者文化事業	県西地区障害者文化事業開催協議会（2市8町及び県西地区の障害福祉関係機関）	障害者が製作した作品の展示、講演会、アトラクションを交えた地域交流イベントであり、例年、マロニエを会場に開催する
13	松田公共職業安定所障害者雇用連絡会議	松田公共職業安定所	障害者の雇用の促進と職業の安定を図るための情報交換等を行う
14	広域二次救急医療	2市8町、(社)小田原医師会、(社)足柄上医師会	S57年に締結した「広域二次救急医療に関する協定」により、休日及び夜間の診療を2市8町の10病院が輪番制で実施する
15	未病の戦略的エリア「未病いやしの里」構築事業	神奈川県、2市8町	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康測定器の購入</li> <li>栄養、運動等の講習会の開催</li> </ul>
16	広域連携観光事業	あしがら観光協会（南足柄市・足柄上郡の1市5町、商工会、鉄道事業者、観光関連事業者等）	観光キャンペーン、観光パンフレット作成等を行う
17	広域連携観光推進事業	西さがみ地区観光事業推進連絡会（神奈川県観光協会、小田原市、南足柄市、足柄下郡3町、各市町観光協会）	観光展、キャラバン、観光パンフレット・ポスター作成等を行う
18	神奈川県農政事務協議会	横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、小田原市、南足柄市、秦野市、相模原市、座間市、大和市、綾瀬市、厚木市、伊勢原市、海老名市	神奈川県下各市における農業諸施策に関する協議並びに事務研究を行なって、その振興に寄与することを目的とする
19	県西営農支援センター協議会	かながわ西湘農業協同組合、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、開成町、山北町、松田町、真鶴町、湯河原町、小田原市農業委員会、南足柄市農業委員会、神奈川県	農産物価格の長期低迷、就農者の高齢化、後継者や担い手不足などによる耕作放棄地の拡大、鳥獣被害など農業経営を取り巻く環境は厳しさを増していることから、これらについて広域的に対応していくため県西営農支援センターを設置するとともに、その運営組織として協議会を設置する
20	鉄道輸送力増強促進事業	神奈川県鉄道輸送力増強促進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送力増強、利便性の向上に関する要望活動</li> <li>鉄道地図作成</li> <li>先進事例視察</li> </ul>

21	メディカルコントロール事業	湘南地区メディカルコントロール協議会 (2市上郡5町、箱根町、湯河原町の他、 県内7市5町)	救急搬送において、救急救命士に対する指示体制および救急隊員に対する指導・助言体制の充実、救急活動の医学的観点からの事後検証体制の充実、救急救命士の病院実習等の再教育体制の充実等を図る
22	県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会	2市8町水道事業担当 部署及び県土地水資源対策課	県西地域における官民連携や広域化を効果的に推進する手法等の検討を行う
23	公平委員会事務	神奈川県	地方公務員法により設置が義務付けられている公平委員会を、県人事委員会に委託する
24	神奈川県市町村職員退職手当組合	神奈川県市町村職員 退職手当組合	神奈川県内構成市町村並びに一部事務組合の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理する
25	神奈川県後期高齢者医療広域連合	神奈川県後期高齢者 医療広域連合	75歳以上の者と一定の障害があると認定を受けた65歳から74歳までの者を対象とした医療保険制度の運営をする